平成２４年（フ）第４５号
山形市印役町５丁目４番25号　レジデンスＴＯＭＯ402号
債務者　山科　　薫
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
山形地方裁判所民事部
平成２３年（フ）第２１４２号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地２街区28棟407号
債務者　関根　高雄
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２４年（フ）第２８号
埼玉県加須市馬内70番地５
債務者　鈴木　美穂
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２４年（フ）第６４号
さいたま市大宮区大成町２丁目475番地５
債務者　守屋　　愛（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２４年（フ）第１８６号
埼玉県川口市前上町29番16号
債務者　白土　友子
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２４年（フ）第１９４号
さいたま市見沼区大和田町１丁目1086番地３　プレジール榎本202号
債務者　間野　勝利
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２４年（フ）第２１０号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地１―16―201、旧住所埼玉県上尾市大字小敷谷997番地10
債務者　猪越由美子
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２４年（フ）第９２号
埼玉県草加市神明１丁目４番21―206号
債務者　權代　文憲
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２４年（フ）第８号
埼玉県秩父市定峰20番地６
債務者　柳田　匡哉
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係
平成２４年（フ）第８１号
静岡県田方郡函南町柏谷466番地の２　シティハイム像利居101、前住所静岡県駿東郡長泉町下土狩376番地　長泉Ａハウス110号
債務者　鈴木　知治
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２４年（フ）第１８号
山口県美祢市豊田前町麻生下857番地、旧住所山口県美祢市大嶺町奥分3094番地
債務者　岡嶋　啓子
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
山口地方裁判所宇部支部
平成２４年（フ）第７号
熊本県天草市本渡町本渡886番地９　コーポ鶴田203号
債務者　佐伯　克彦
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
熊本地方裁判所天草支部
平成２４年（フ）第１０６号
沖縄県那覇市寄宮２丁目30番52―407号　丸徳マンション
債務者　仲松　幸治
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部
平成２４年（フ）第２７４号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸６丁目４番24号　スカイハイツⅡ102
債務者　佐藤　　亮
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
平成２４年（フ）第２７５号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸６丁目４番24号　スカイハイツⅡ102
債務者　佐藤　千里
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
平成２４年（フ）第３７３号
神奈川県大和市大和南２丁目８番24号　パレドール大和405号
債務者　石垣　正之
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
平成２４年（フ）第４０４号
神奈川県大和市南林間３丁目３番13号
債務者　新谷　直弘
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部